

資料 5	H20.3.21
障害福祉サービス及び地域生活支援給付 に係る事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

平成 20 年 4 月 1 日付の障害福祉サービスの支給決定に係る留意点

4 月 1 日付で障害福祉サービスの支給決定等を行っている者については、原則として 3 月中に受給者証の更新を行う予定であるが、障害福祉サービスの受給者証については、受給者が決定通知書を区窓口を持参し、シールを貼り付けて更新する方式を取っていることから、決定通知書の居宅等への到着時期によっては 3 月中に受給者証の更新を行えない可能性がある。

その場合は、昨年度における取扱いと同様に、利用者に区から送付した支給決定通知書又は変更決定通知書の提示を利用者に求め、同通知書の支給決定量の内容の範囲内で利用者と利用契約を結びサービスを提供していただきたい。特に、支給量の変更又はサービス種類の削除等を行っている場合は、3 月までと同種類、同量のサービス提供を行えない可能性があることに十分留意すること。また、事業者記入欄は、短期入所事業者実績記入欄を含めて現行の受給者証のものをそのまま継続して使用すること。

なお、参考までに各区より決定通知書とともに支給決定者に送付している同封文例を添付する。(別添)

平成20年〇〇月〇〇日

利用者各位

千葉市長 鶴岡 啓一
(公 印 省 略)

障害福祉サービス及び千葉市地域生活支援給付に係る決定通知書等の
送付について

先に支給申請のありました障害福祉サービス及び千葉市地域生活支援給付に係る決定通知書及び千葉市地域生活支援給付受給者証を同封いたします。

障害福祉サービスの受給者証につきましては、現在お使いの受給者証（水色のもの）に新たな決定内容を記したシールを貼り付け更新手続きを行いますので、お忙しいところ恐縮ですが、下記の期間中にお持ちの受給者証を持参のうえ、〇〇保健福祉センターまでお越しくださいますようお願いいたします。

記

- 1 受付期間 平成20年3月〇〇日（〇）～
（土・日・祝日は除きます。）
- 2 受付期間 8時30分～17時30分
- 3 受付場所 〇〇保健福祉センター 保健福祉サービス課 障害福祉係
〇〇区〇〇〇〇...（〇〇区役所 〇階）
- 4 お持ちいただくもの
 - 障害福祉サービス受給者証（水色）
 - 障害福祉サービス決定通知書（今回お送りしたもの）

【裏面も必ずご覧ください】

(留 意 点)

1 3月中に障害福祉サービス受給者証の更新手続きが出来ない場合の取扱い

4月以降のサービス利用に当たりましては、シールを貼り替え更新手続きを終えた新しい受給者証を事業者に提示したうえで、新たに利用契約を締結していただく必要がありますが、3月中にお越しいただけない場合は、4月中に限り、今回お送りした決定通知書と更新前の受給者証を提示することで新たな利用契約が可能な扱いとします。

この場合においては、必ず4月中に更新手続きを終えるようお願いいたします。

2 千葉市地域生活支援給付受給者証の取扱いについて

4月1日から地域生活支援給付を利用される場合は、同封しました決定通知書と受給者証を事業者に提示したうえで、新たに利用契約を締結していただく必要がありますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

〒260-0000 千葉市〇〇区〇〇〇...

〇〇保健福祉センター 保健福祉サービス課 障害福祉係
電話 043-200-0000